

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フードバンク岩手（以下、「当法人」という。）の役員報酬額を定めたものである。

(役員報酬)

第2条 理事、監事の役員報酬は支給しない。

(付則)

この規則は2021年2月7日から施行する。